

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	海老ヶ瀬北地区地区計画	
地区の区分	A地区	B地区
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号、第3号及び第9号並びに(ハ)項第6号に掲げるもの</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>(4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(5) 揚水機場その他の土地改良施設</p> <p>(6) 倉庫(倉庫業を営むものを除く。)</p> <p>(7) 令第130条の6に規定する工場</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第6号から第8号まで、(ハ)項第2号及び第4号並びに(ニ)項第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 幼稚園</p> <p>(5) 図書館その他これに類するもの</p> <p>(6) 集会場</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの</p> <p>(8) 自動車庫</p> <p>(9) 倉庫</p> <p>(10) 工場(法別表第2(ロ)項第1号に掲げるものを除く。)</p> <p>(11) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(法別表第2(ロ)項第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(12) 前各号の建築物に附属するもの</p>
壁面の位置の制限	——	隣地境界線からは1.0m、道路境界線からは1.5m。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。</p> <p>ただし、高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。</p> <p>ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(※1)</p>	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。